

香川地方最低賃金審議会

第1回特定最低賃金専門部会

〔香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業
最低賃金〕

会 議 次 第

令和5年9月20日（水）10：00～
サンポート合同庁舎南館101大会議室

1 開会

2 労働基準部長挨拶

3 専門部会委員紹介

4 議題

(1) 部会長及び部会長代理の選出について

(2) 「香川地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程」等について

(3) その他

5 閉会

香川地方最低賃金審議会

第1回特定最低賃金専門部会

〔香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業
最低賃金〕

資料目次

- 1 香川地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会委員名簿・・・1
- 2 香川地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程・・・3
- 3 令和5年度最低賃金の審議の進め方等について・・・5
- 4 令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表（特定最低賃金の場合）・7
- 5 最低賃金の改正決定について（諮問）（写）・・・11
- 6 申出書（写）・・・13
- 7-1 労働者側意見書（写）・・・17
- 7-2 使用者側意見書（写）・・・23
- 8 知っていますか？自分の最低賃金 香川県の最低賃金・・・27
- 9 令和5年度香川県最低賃金の概要・・・29
- 10 香川県の最低賃金額の推移・・・31
- 11 特定最低賃金対象業種の状況・・・33
- 12 香川の賃金概況・・・35
- 13 令和5年賃金改定状況調査結果・・・47
- 14 香川の賃金、労働時間及び雇用の動き（令和5年6月分）・・・59
- 15 香川県の雇用情勢（令和5年7月分）香川労働局職業安定課・・・77
- 16 新規学卒者初任給情報（令和5年卒業者）香川労働局職業安定課・・・87
- 17 香川県内経済情勢報告（令和5年7月）四国財務局・・・91
- 18 香川県金融経済概況（2023年9月12日）日本銀行高松支店・・・101
- 19 企業短期経済観測調査の概要（2023年6月）—四国地区、香川県、徳島県—・・・103
日本銀行高松支店
- 20 四国地域の経済動向（概要）（令和5年6月分）四国経済産業局・・・113
- 21 消費者物価指数（高松市）（令和5年7月分）香川県政策部統計調査課・・・125
- 22 月例経済報告（令和5年8月）内閣府・・・129
- 23 令和5年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況・・・139
- 24 職業別 求人賃金、求職者希望賃金（2023年7月分）香川労働局職業安定課・・・149

令和5年度 香川地方最低賃金審議会
香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業
最低賃金専門部会委員名簿

任命 令和5年8月28日

| 区分 | 氏名 | 現職 |
|---------|--------|--|
| 公益代表委員 | 春日川 路子 | 香川大学法学部 准教授 |
| | 柴田 潤子 | 香川大学法学部 教授 |
| | 元木 将道 | 弁護士 |
| 労働者代表委員 | 立石 猛 | 日本労働組合総連合会香川県連合会 副事務局長 |
| | 中塚 隆明 | 川崎重工労働組合坂出支部 執行委員長 基幹労連香川県本部 委員長 |
| | 中原 純平 | 四国ドック労働組合 執行委員長 基幹労連香川県本部 副委員長 |
| 使用者代表委員 | 家田 卓宏 | 株式会社マキタ 総務部部長 |
| | 仁木 誠 | 四国ドック株式会社 理事 業務本部業務部長兼総務部長 |
| | 渡部 健司 | 今治造船株式会社 常務取締役・常務執行役員 人事総務 本部長兼広報担当 |

(注) 各側委員は五十音順

香川地方最低賃金審議会
船舶製造・修理業， 船用機関製造業
最低賃金専門部会運営規程

（目的）

第 1 条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（名称）

第 2 条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

（構成）

第 3 条 専門部会の委員の数は、9 人とする。

（会議の招集）

第 4 条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたとときのほか、香川労働局長、3 人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が召集する。

2 前項の規定により香川労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の 1 週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 3 日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、香川労働局長に通知するものとする。

（委員の欠席）

第 5 条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

（会議の議事）

第 6 条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第8条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が確認するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

- 第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

- 第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

- 第11条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年9月27日から施行する。

令和5年度最低賃金の審議の進め方等について

1 審議の進め方について

- (1) 香川県最低賃金は、特定（産業別）最低賃金に先行して調査審議する。
- (2) 特定最低賃金の各専門部会は、同時期に調査審議することがある。
- (3) 専門部会の審議における業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとする。
- (4) 専門部会での審議回数は、おおむね3回で結論を出すことを努力目標とする。
- (5) 審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする。この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とする。
- (6) 最低賃金の円滑な施行を図るため、効力発生の日を指定して審議を行うことができるものとする。
- (7) 審議のための資料は、春季賃上げ状況、標準生計費、消費者物価指数、業界の景況ならびに賃金実態調査結果などとする。
- (8) 専門部会の審議は、原則として通常の執務時間外（午後5時15分以降及び閉庁日）には行わないこととする。
- (9) 専門部会の審議日程は、初回時において次・次々回まで調整することとする。

2 香川県最低賃金について

中央最低賃金審議会が示す目安や諸般の事情を総合的に勘案し、本年度の改正をする。

効力発生の日については令和5年10月1日を努力目標とする。

3 特定最低賃金について

昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」に示された方針を尊重し、次のとおり審議を進める。

- (1) 令和5年度における改正の申出の意向表明が行われた特定最低賃金については、改正の申出が行われ、香川労働局長からその改正の必要性の有無についての諮問があった場合には、速やかに運営小委員会に付託して審議する。
- (2) 運営小委員会においては、必要に応じ参考人の意見を聴取する等慎重審議の上、同委員会の報告に基づき香川労働局長へ答申を行うものとする。

なお、必要性の有無の審議に当たっては、申出の要件を具備しているものについては、原則として「必要性有」の速やかな結論に至ることを努力目標とする。この場合、制度の安定の面に配慮し、業種のくくり方、基幹的労働者の範囲については現行どおりとする。

- (3) 特定最低賃金の改正決定について諮問があった場合は、対応する専門部会を設置し、諸般の事情を総合的に勘案し、審議を行うものとする。

効力発生の日については、令和5年12月15日を努力目標とする。

- (4) 令和6年度の申出については、本年度末段階の審議会において、その意向の有無を労使に確認することとする。

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

| 答申 (要旨公示) | 15日 | 異議申出 締切 | 10営業日 | 官報 公示 | 30日 | 発効 |
|--------------|-----|------------|-------|-----------|-----|-----------|
| | → | | → | | → | |
| 9月1日(金) | | 9月19日(火) | | 10月3日(火) | | 11月2日(木) |
| 9月2日(土) | | 9月19日(火) | | 10月3日(火) | | 11月2日(木) |
| 9月3日(日) | | 9月19日(火) | | 10月3日(火) | | 11月2日(木) |
| 9月4日(月) | | 9月19日(火) | | 10月3日(火) | | 11月2日(木) |
| 9月5日(火) | | 9月20日(水) | | 10月4日(水) | | 11月3日(金) |
| 9月6日(水) | | 9月21日(木) | | 10月5日(木) | | 11月4日(土) |
| 9月7日(木) | | 9月22日(金) | | 10月6日(金) | | 11月5日(日) |
| 9月8日(金) | | 9月25日(月) | | 10月10日(火) | | 11月9日(木) |
| 9月9日(土) | | 9月25日(月) | | 10月10日(火) | | 11月9日(木) |
| 9月10日(日) | | 9月25日(月) | | 10月10日(火) | | 11月9日(木) |
| 9月11日(月) | | 9月26日(火) | | 10月11日(水) | | 11月10日(金) |
| 9月12日(火) | | 9月27日(水) | | 10月12日(木) | | 11月11日(土) |
| 9月13日(水) | | 9月28日(木) | | 10月13日(金) | | 11月12日(日) |
| 9月14日(木) | | 9月29日(金) | | 10月16日(月) | | 11月15日(水) |
| 9月15日(金) | | 10月2日(月) | | 10月17日(火) | | 11月16日(木) |
| 9月16日(土) | | 10月2日(月) | | 10月17日(火) | | 11月16日(木) |
| 9月17日(日) | | 10月2日(月) | | 10月17日(火) | | 11月16日(木) |
| 9月18日(月) | | 10月3日(火) | | 10月18日(水) | | 11月17日(金) |
| 9月19日(火) | | 10月4日(水) | | 10月19日(木) | | 11月18日(土) |
| 9月20日(水) | | 10月5日(木) | | 10月20日(金) | | 11月19日(日) |
| 9月21日(木) | | 10月6日(金) | | 10月23日(月) | | 11月22日(水) |
| 9月22日(金) | | 10月10日(火) | | 10月24日(火) | | 11月23日(木) |
| 9月23日(土) | | 10月10日(火) | | 10月24日(火) | | 11月23日(木) |
| 9月24日(日) | | 10月10日(火) | | 10月24日(火) | | 11月23日(木) |
| 9月25日(月) | | 10月10日(火) | | 10月24日(火) | | 11月23日(木) |
| 9月26日(火) | | 10月11日(水) | | 10月25日(水) | | 11月24日(金) |
| 9月27日(水) | | 10月12日(木) | | 10月26日(木) | | 11月25日(土) |
| 9月28日(木) | | 10月13日(金) | | 10月27日(金) | | 11月26日(日) |
| 9月29日(金) | | 10月16日(月) | | 10月30日(月) | | 11月29日(水) |
| 9月30日(土) | | 10月16日(月) | | 10月30日(月) | | 11月29日(水) |
| 10月1日(日) | | 10月16日(月) | | 10月30日(月) | | 11月29日(水) |
| 10月2日(月) | | 10月17日(火) | | 10月31日(火) | | 11月30日(木) |
| 10月3日(火) | | 10月18日(水) | | 11月1日(水) | | 12月1日(金) |

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

| 答申 (要旨公示) | 15日 | 異議申出 締切 | 10営業日 | 官報 公示 | 30日 | 発効 |
|--------------|-----|------------|-------|-----------|-----|-----------|
| | → | | → | | → | |
| 10月4日(水) | | 10月19日(木) | | 11月2日(木) | | 12月2日(土) |
| 10月5日(木) | | 10月20日(金) | | 11月6日(月) | | 12月6日(水) |
| 10月6日(金) | | 10月23日(月) | | 11月7日(火) | | 12月7日(木) |
| 10月7日(土) | | 10月23日(月) | | 11月7日(火) | | 12月7日(木) |
| 10月8日(日) | | 10月23日(月) | | 11月7日(火) | | 12月7日(木) |
| 10月9日(月) | | 10月24日(火) | | 11月8日(水) | | 12月8日(金) |
| 10月10日(火) | | 10月25日(水) | | 11月9日(木) | | 12月9日(土) |
| 10月11日(水) | | 10月26日(木) | | 11月10日(金) | | 12月10日(日) |
| 10月12日(木) | | 10月27日(金) | | 11月13日(月) | | 12月13日(水) |
| 10月13日(金) | | 10月30日(月) | | 11月14日(火) | | 12月14日(木) |
| 10月14日(土) | | 10月30日(月) | | 11月14日(火) | | 12月14日(木) |
| 10月15日(日) | | 10月30日(月) | | 11月14日(火) | | 12月14日(木) |
| 10月16日(月) | | 10月31日(火) | | 11月15日(水) | | 12月15日(金) |
| 10月17日(火) | | 11月1日(水) | | 11月16日(木) | | 12月16日(土) |
| 10月18日(水) | | 11月2日(木) | | 11月17日(金) | | 12月17日(日) |
| 10月19日(木) | | 11月6日(月) | | 11月20日(月) | | 12月20日(水) |
| 10月20日(金) | | 11月6日(月) | | 11月20日(月) | | 12月20日(水) |
| 10月21日(土) | | 11月6日(月) | | 11月20日(月) | | 12月20日(水) |
| 10月22日(日) | | 11月6日(月) | | 11月20日(月) | | 12月20日(水) |
| 10月23日(月) | | 11月7日(火) | | 11月21日(火) | | 12月21日(木) |
| 10月24日(火) | | 11月8日(水) | | 11月22日(水) | | 12月22日(金) |
| 10月25日(水) | | 11月9日(木) | | 11月24日(金) | | 12月24日(日) |
| 10月26日(木) | | 11月10日(金) | | 11月27日(月) | | 12月27日(水) |
| 10月27日(金) | | 11月13日(月) | | 11月28日(火) | | 12月28日(木) |
| 10月28日(土) | | 11月13日(月) | | 11月28日(火) | | 12月28日(木) |
| 10月29日(日) | | 11月13日(月) | | 11月28日(火) | | 12月28日(木) |
| 10月30日(月) | | 11月14日(火) | | 11月29日(水) | | 12月29日(金) |
| 10月31日(火) | | 11月15日(水) | | 11月30日(木) | | 12月30日(土) |
| 11月1日(水) | | 11月16日(木) | | 12月1日(金) | | 12月31日(日) |
| 11月2日(木) | | 11月17日(金) | | 12月4日(月) | | 1月3日(水) |
| 11月3日(金) | | 11月20日(月) | | 12月5日(火) | | 1月4日(木) |
| 11月4日(土) | | 11月20日(月) | | 12月5日(火) | | 1月4日(木) |
| 11月5日(日) | | 11月20日(月) | | 12月5日(火) | | 1月4日(木) |

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

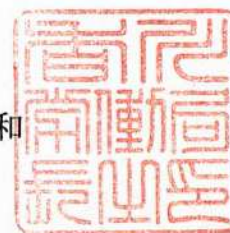
| 答申 (要旨公示) | 15日 | 異議申出 締切 | 10営業日 | 官報 公示 | 30日 | 発効 |
|--------------|-----|------------|-------|-----------|-----|----------|
| | → | | → | | → | |
| 11月6日(月) | | 11月21日(火) | | 12月6日(水) | | 1月5日(金) |
| 11月7日(火) | | 11月22日(水) | | 12月7日(木) | | 1月6日(土) |
| 11月8日(水) | | 11月24日(金) | | 12月8日(金) | | 1月7日(日) |
| 11月9日(木) | | 11月24日(金) | | 12月8日(金) | | 1月7日(日) |
| 11月10日(金) | | 11月27日(月) | | 12月11日(月) | | 1月10日(水) |
| 11月11日(土) | | 11月27日(月) | | 12月11日(月) | | 1月10日(水) |
| 11月12日(日) | | 11月27日(月) | | 12月11日(月) | | 1月10日(水) |
| 11月13日(月) | | 11月28日(火) | | 12月12日(火) | | 1月11日(木) |
| 11月14日(火) | | 11月29日(水) | | 12月13日(水) | | 1月12日(金) |
| 11月15日(水) | | 11月30日(木) | | 12月14日(木) | | 1月13日(土) |
| 11月16日(木) | | 12月1日(金) | | 12月15日(金) | | 1月14日(日) |
| 11月17日(金) | | 12月4日(月) | | 12月18日(月) | | 1月17日(水) |
| 11月18日(土) | | 12月4日(月) | | 12月18日(月) | | 1月17日(水) |
| 11月19日(日) | | 12月4日(月) | | 12月18日(月) | | 1月17日(水) |
| 11月20日(月) | | 12月5日(火) | | 12月19日(火) | | 1月18日(木) |
| 11月21日(火) | | 12月6日(水) | | 12月20日(水) | | 1月19日(金) |
| 11月22日(水) | | 12月7日(木) | | 12月21日(木) | | 1月20日(土) |
| 11月23日(木) | | 12月8日(金) | | 12月22日(金) | | 1月21日(日) |
| 11月24日(金) | | 12月11日(月) | | 12月25日(月) | | 1月24日(水) |
| 11月25日(土) | | 12月11日(月) | | 12月25日(月) | | 1月24日(水) |
| 11月26日(日) | | 12月11日(月) | | 12月25日(月) | | 1月24日(水) |
| 11月27日(月) | | 12月12日(火) | | 12月26日(火) | | 1月25日(木) |
| 11月28日(火) | | 12月13日(水) | | 12月27日(水) | | 1月26日(金) |
| 11月29日(水) | | 12月14日(木) | | 12月28日(木) | | 1月27日(土) |
| 11月30日(木) | | 12月15日(金) | | 12月29日(金) | | 1月28日(日) |
| 12月1日(金) | | 12月18日(月) | | 1月2日(火) | | 2月1日(木) |
| 12月2日(土) | | 12月18日(月) | | 1月2日(火) | | 2月1日(木) |
| 12月3日(日) | | 12月18日(月) | | 1月2日(火) | | 2月1日(木) |
| 12月4日(月) | | 12月19日(火) | | 1月3日(水) | | 2月2日(金) |
| 12月5日(火) | | 12月20日(水) | | 1月4日(木) | | 2月3日(土) |
| 12月6日(水) | | 12月21日(木) | | 1月5日(金) | | 2月4日(日) |
| 12月7日(木) | | 12月22日(金) | | 1月9日(火) | | 2月8日(木) |
| 12月8日(金) | | 12月25日(月) | | 1月10日(水) | | 2月9日(金) |



香勞発基 0807 第 2 号
令和 5 年 8 月 7 日

香川地方最低賃金審議会
会長 柴田潤子 殿

香川労働局長
栗尾保和



最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
（平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 5 号）
- 香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
（平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 2 号）
- 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金 （平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 4 号）

2023年07月11日

香川労働局長
栗尾保和 殿香川県坂出市川崎町1番地
川崎重工労働組合坂出支部
執行委員長 中塚 隆明香川県高松市朝日町4丁目1番地1号
JAMマキタ労働組合
執行委員長 朝國 智之申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲
香川県において、船舶製造・修理業、船用機関製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社を営む使用者に使用される労働者
1, 985 名
2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲
香川県において船舶製造・修理業、船用機関製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社を営む使用者に使用される労働者
ただし、次に掲げる者を除く
(1) 18歳未満及び65歳以上の者
(2) 雇い入れ後6ヵ月未満の者であつて技能習得中の者
(3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者
以 上 3, 730 名
3. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
4. 申し出の内容
上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求めるものである。
最低賃金額については、最低賃金法第15条第1項に基づいて最低賃金審議会の決定とする。
5. 申し出の理由
(1) 申請産業は、香川県における主要産業であり、生産高・出荷額のみならず雇用者数のウエイトが高く県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。
(2) 当該産業における事業の公正競争確保の観点から法定特定最低賃金の改正が必要であること。
6. 添付書類
(1) 労働協約の写し
(2) 最低賃金必要性の決議書
(3) 申し出に関する合意書及び申請代表者に関する委任状
(4) 香川県下における船舶製造・修理業、船用機関製造業の事業所数と労働者の概数

以 上

香川県に於ける船舶製造・修理業，船用機関製造業の
事業所数と労働者数の概数

| 産業小分類 | 事業所数 | 労働者数 |
|-----------------------|---------|--------|
| 船舶製造業・修理業， 船用機関製造業 | 126 事業所 | 3,730名 |

(上記の内、最低賃金の必要性に合意する者の内訳)

| 合意のケース | 組合（支部）数 | 合意する者 |
|----------|---------|--------|
| 労働協約適用 | 3 組合 | 1,353名 |
| 必要性の機関決定 | 2 組合 | 632名 |
| 計 | 5 組合 | 1,985名 |

(労働協約適用労働者)

| | 事業所名 | 組合名 | 適用労働者数 |
|---|----------------|---------------|--------|
| 1 | 川崎重工業株式会社 坂出工場 | 川崎重工労働組合 坂出支部 | 954名 |
| 2 | 株式会社 マキタ | JAMマキタ労働組合 | 293名 |
| 3 | 四国ドック株式会社 | 四国ドック労働組合 | 106名 |
| | 計 | | 1,353名 |

(必要性の機関決議)

| | 事業所名 | 組合名 | 適用労働者数 |
|---|-----------------|--------------|--------|
| 1 | 今治造船株式会社 丸亀事業本部 | 今治造船労働組合丸亀支部 | 521名 |
| 2 | 多度津造船株式会社 | 多度津造船労働組合 | 111名 |
| | 計 | | 632名 |

香川地方最低賃金審議会
会長 柴田 潤子 殿



2023年08月31日

日本基幹産業労働組合連合会 香川県本部
委員長（船重部門代表） 中塚 隆明

特定（産業別）最低賃金の改正に対する意見書

香川県下の船舶製造・修理業、船用機関製造業に働く基幹的労働者（1,985名・53.2%）の合意を得て提出しました特定（産業別）最低賃金（以下：産別最賃）申請に対しまして、早速、専門部会で審議いただけるとの回答をいただき誠に有難うございます。つきましては、以下の記載をもちまして、船舶製造・修理業、船用機関製造業の金額改定の意見といたします。

1. 造船産業の動向

国内造船業は、鋼材価格をはじめとする原材料価格の高騰等により造船所の採算に大きな影響をおよぼし、厳しい事業環境が続いているが、2年分が適正水準と言われる手持ち工事量は現在、多くの企業で確保できるまでに回復している。今後は2010年頃に大量に建造された船舶の代替や、環境規制対応に向けた需要が見込まれており、2021年5月に成立した「海事産業強化法」の後押しもあり、中長期的な視点では、今後造船市場は拡大していくことが予想される。

また、中韓勢との厳しい競合が長期化するなか、国内造船所でも専業・総合重機系の垣根を超えた連携が進展しており、国際競争力の強化に向けた各社の取り組みが注目される。

2. 産別最賃改定の必要性について

近年、船舶製造・修理業、船用機械製造業においては、産別最賃と地域別最低賃金の差が縮小傾向にあり、香川県内で働く我々としても強い危機感を抱いている。

産別最賃引き上げの取り組みは、産業の魅力を高め、優秀な人財を確保・定着させる観点や、労使の社会的使命として非正規労働者の処遇改善をはかる観点から重要である。

産別最賃は、同じ産業で働く基幹的労働者の入口（採用時）賃金としての機能を持っており、基幹的労働者における賃金の底支えや公正な企業間競争の確保という役割を果たしている。地域の当該産業労使が真摯な議論を積み重ねることによって、適正な最低賃金を審査・決定するという産別最賃のプロセスは、地域における当該産業の健全な労使関係の育成にも大きく寄与している。

こうした中、地域別最低賃金については、2023年の目安に関する小委員会報告にて、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円とする2023年度地域別最低賃金額改定の目安を取りまとめた¹（全国加重平均961円、引上げ率4.3%、全国加重上昇額41円）。コロナ禍においても最低賃金を含めた賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につながるという経済の好循環を実現させることや非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められているのであり、産別最賃においてもこの流れを止めてはならない。

¹ 令和5年7月28日（金）厚労省発表：「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について」より、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合の全国加重平均は1,002円となります。この場合、全国加重平均の上昇額は41円（昨年度は31円）となり、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額となります。また、引上げ率に換算すると4.3%（昨年度は3.3%）となります。

香川県の地賃については、878円から40円の引き上げで918円に改定された。地賃は、中央最低賃金審議会で示された目安額の通りの引き上げとなり、産別最賃との金額差が僅少となっている。われわれの産業で働く労働者の賃金水準が地賃や他産業と比べ魅力的でなければ、当然、軽作業で作業環境が良く専門性が必要ではない産業に優秀な人材が流出してしまい、当該産業は今後急激に衰退し、存亡の危機に直面してしまうことが容易に想定される。

また、産別最賃は、全ての労働者を対象としている地賃と異なり、年齢を限定し、軽易業務を適用除外した基幹的労働者の最低賃金である。船舶製造・修理業、船舶機関製造業の職種は専門性が高く、高所作業や有機溶剤取扱い作業、屋外・狭所などステージとして特有の作業が多いため、その就業には特殊資格取得や一定期間の教育訓練、定期的階層別教育、高い熟練度を必要とし、誰にでも可能というものではない。また、巨大装置や大型資材・重量物を扱い、かつ全国的に熱中症警戒アラートが発生している状況において暑熱対策にも限界があるなど、作業環境は他産業と比較して極めて厳しいものとならざるを得ず、就業者に掛かる肉体的・精神的負荷も高い。したがって、われわれの産業における賃金単価は、こうした厳しい環境下での作業内容に見合う水準として、その賃金単価は必然的に高くなければならないと考える。

上述のようにわれわれの産業は、高い技術と熟練度を必要とし、その作業環境は他産業と比較して厳しいものであることを鑑みれば、当然ながらその最低賃金は、地賃や他産業の産別最賃と比較して、より高い水準であって然るべきである。

3. 人財確保に向けた魅力ある労働条件

わが国は超少子高齢・労働力人口減少社会のもとで人財不足が社会的な問題となっている。生産年齢人口が確実に減少していくなかで、2030年には6,700万人、2055年には5,000万人を割り込むと予想されている。新型コロナウイルス感染症が5類となり、人財の獲得競争が再燃しているなか、海事産業は世界経済の進展とともに成長する産業であり、将来を担う優秀な人財の確保は重要な課題となっている。また、優秀な人財を確保し、技術・技能を確実に伝承していくためには、産業・企業の魅力を高め、採用力を高めていかなければならない。

このような状況の中で人財の育成と、技術・技能を確実に伝承していくためには高度な技術習得に対するモチベーションの維持と習得した技術が発揮できる産業であり続けなければいけない。そのためには「産業としての魅力を感じられる労働条件の確立」が急務となっている。技術・技能の伝承、地域の発展につながる産業活動を継承させていくためにも、高卒新規採用や再雇用者・キャリア採用等を含めて優秀な人財を定着させることが必須条件であり、そのためにも産別最賃の改定は必要不可欠な取り組みである。

今すぐ地域間格差を埋めないと、働き手の流出の一因となり、香川県における産業の空洞化に陥ることが危惧される。

4. 2023年春闘状況および各社春闘結果（香川県船舶製造・修理業、船舶機関製造業）

今次、2023年春季生活闘争の取り組みにおいては、近年の地域別最低賃金や産別最賃の上昇をふまえて示されたJC（金属労協）共闘の最低到達目標（月額177,000円：時間当たり1,100円程度）、中期目標（月額193,000円以上：時間当たり1,200円以上）をめざし、企業内最低賃金の引き上げに注力し取り組んだ。その結果として、企業内最低賃金の増額、新規締結の組合もあり、賃金改善に取り組まなかった組合でも、企業内最低賃金の引上げがなされるなど一定の成果を得られた。

連合の2023年春季生活闘争回答集計においては、組合平均（加重平均）で3.58%（前年2.07%）、金額にして10,560円（同6,004円）、300人未満の組合では3.23%（同1.96%）、金額にして8,021

円（同 4,843 円）の賃上げとなっている。また、有期・短時間・契約等労働者の時給は、加重平均で 52.78 円/時間（同 29.35 円/時間）となり、賃上げ率は 5.01%（同 3.18%）と、時給・率ともに上回る結果となった。

基幹労連は、日本の基幹産業である当該（鉄鋼/非鉄/輸送用/はん用/金属など）産業の産別組織として、「魅力ある労働条件づくり」と「産業・企業の競争力強化」の「好循環」の創造を基本理念に、諸活動を展開している。そのもとで、今次春闘の取り組みにおいても、日本経済が安定的かつ持続的な成長を遂げていくために、働く者全ての労働条件の「底上げ・底支え」を継続させるよう、取り組みを行ってきた。

5. 総括

船舶製造・修理業、船舶機関製造業は、わが国の基幹産業として、今後もわが国の経済・産業をリードしていく立場にあることからリーディング産業に相応しい魅力的な労働条件が必要である。

また、賃金引き上げの動きを非正規労働者や低所得者層にまで波及させ、産業・企業の維持・発展に向けた優秀な人材を確保するとともに、魅力ある労働条件による生活の安心・安定を確立させ、消費の拡大を通じて経済の好循環に繋げていかなければならない。

足もと、資源・エネルギー価格の高騰などで厳しい企業もあることは承知している。しかしながら、日本経済は 2020 年度に大きく落ち込んでからは回復傾向にある。また、今後、生産年齢人口が減少していく中で、われわれの産業の発展のためには、優秀な人財の確保は欠かせない。優秀な人財を確保するためには、産業としての魅力を高めていかなければならず、適切な特定（産業別）最低賃金改善は必要不可欠である。

今こそ労使で課題を共有し、「車の両輪」となって前進していくことが重要である。このようなことから以下の 2 点を重視した引き上げ額の審議を要請する。

①地賃の引上げ幅も踏まえて早期に「あるべき水準」に到達を求む。

②地賃に対する産別最賃の優位性を確保する。

※「あるべき水準」とは、中期的目標として J C（金属労協）が示した、月額 193,000 円程度（時間当たり 1,200 円程度）の水準である。

なお、具体的な金額提示は審議会の時に行う。

以上

(資料 1)

2023.05.24(基幹)AP23回答一覧:船舶(総合重工)

| 組織規模 (総合) | 定昇 | | 賃金改善 | | 企業内最賃 | 年間一時金 |
|-----------|-----------------|--------------------------------|-----------------------------|---------|---------------|--------------------------------|
| | 2023 定昇額 (円) | AP 2 3 賃金改善 / 回答 | (参考) 2022年賃上げ 改善額 (円) | 金額 (円) | | |
| 総合重工労組 | 6,000 | 2023年度賃上げ 改善額 (円) 13,428 | 1,500 | 180,000 | (月数) 5.6ヵ月 | (参考) 前 年実績 (月数) 5.4ヵ月 |

基幹労連 AP23春季取り組みより

(資料 2)

2023.06.07(基幹) AP23回答一覧:船舶(中小労組)

| 組織規模(中小) | 賃金改善 | | 企業内最賃 | 年間一時金 |
|----------|----------------|----------------------------|-------|----------------------|
| | 定昇 | 賃金改善 / 回答 | | |
| 中小労組 | 2023 定昇額(円) | 2023年度賃上げ 改善額(円) | 金額(円) | (月数) |
| | 4,093 | 9,000 | | |
| | | (参考) 2022年賃上げ 改善額(円) | | (参考)前 年実績 (月数) |
| | | 3,033 | | 4.2カ月 |

基幹労連 AP23春季取り組みより

令和5年8月22日

香川地方最低賃金審議会
会長 柴田 潤子 殿



高松市朝日町4丁目1-1
株式会社マキタ
代表取締役社長
槇田 裕

香川地方最低賃金審議会香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業
最低賃金改定に関する使用者意見書

1. はじめに

香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業の最低賃金改定並びに香川県下の中小企業等の経営維持に係わる使用者としての雇用条件の改善等、日頃より貴審議会には多大のご配慮を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて企業を取り巻く環境は、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や原油や穀物などの価格の高騰、台湾問題に端を発する米中の貿易摩擦激化など、日本経済を巡るグローバルなリスクの高まりに加え、新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移行し経済活動が正常化しようとしている矢先、国内ではあらゆる業種において人材確保難が顕在化し、事業継続を根底から揺さぶられるような事態となっており、VUCA時代と言われる予測困難な状況が強まっていると認識しております。

そうした中で、中央最低賃金審議会では、地域別最低賃金は、企業の業績や価格転嫁の状況に関係なく適用される罰則付きの強行法であることから、最低賃金引き上げの影響を受けやすい中小企業が置かれている厳しい経営状況を十分に踏まえた審議が不可欠であり、「通常の事業の賃金支払能力」を超えた過度の引き上げ負担を担わせない配慮が必要であるとの意見もありました。

2. 造船業界の状況

世界の造船市場は、日本と中国と韓国で9割以上の船舶を建造しており、近年の建造量シェアは概ね日本が2割、中国が4割、韓国が3割で推移しています。2016年からの国際的な環境規制の強化を踏まえて、新造船発注が2015年までに大量に前倒しで進められたことや、リーマンショック頃からの船舶過剰が続く中、近年の造船需要は低迷していました。そこに2020年からの新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行の影響によって国際的な人流・物量、新造船商談が停滞し、手持ち工事量は危機的な状況まで落ち込みました。その後受注が回復に向かい建造量も2022年を底に回復に転じ、足元においては2026年までの工事量は確保できつつあります。

しかしながら中国・韓国との厳しい国際競争が続く中、建造中の船については鋼材をはじめとする材料や搭載機器の価格高騰により建造コストが急上昇し、採算確保が

困難な状況となっております。また、船舶のカーボンニュートラル化をはじめとする環境保護に対する国際社会ニーズの高まり、デジタル化や情報通信技術等の分野の技術革新に伴う自動運行分野への技術基盤のシフトなど状況は大きく変化してきている中で、造船業が生き残っていくためには、研究・技術開発、営業、設計、建造の各ステージにおける能力強化を図り、生産性向上・コスト競争力強化を進めていく必要があります。

現時点で各社が建造している船舶は2～3年前の船価も低迷していた時の受注船であり、現在の資機材の値上げ等に対応できていません。現在円安であるものの為替のリスクヘッジ等で円安を満足に享受できていない状況で厳しい経営状況が続いています。そして、内航船を建造している小規模な造船所では船価は円建ての為、円安は鋼材等資機材及び電力等の値上げを伴うだけで経営状況はますます逼迫しているのが現状です。今後の新造船受注についてはコスト高を反映した造船所からの価格提示と用船マーケットとのギャップが拡大していることに加え、脱炭素化に向け環境対策を考慮した発注手控えなども考えられ、受注が低調になるものと予想されています。

3. 賃金に対する考え方

最低賃金の決定に際しては、最低賃金法で定められた「労働者の生計費」、「労働者の賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」の3要素を考慮すべきとありますが、冒頭で申し上げました通り、いまだ先行きが見通せない企業、とりわけ中小零細企業にとりましては、「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視して審議すべきと考えます。

生産性の向上や業績向上に基づかないまま、急激な賃金の引き上げを行えば、ただでさえ厳しい経営環境にある中小零細企業にとりましては、人件費増による経営への影響は計り知れず、結果として採用や雇用の安定に多大な影響を及ぼし、働く人の安心が確保できなくなります。はじめに最低賃金の引き上げありきの政策、特に香川県の地方最低賃金より高水準、他県の同業界と比べても高水準である本製造業の特定最低賃金について地方最低賃金と同等水準ありきでの審議となつては、本審議会の存在そのものの意味が問われかねない事態となることを懸念いたします。

4. むすび

日本の造船業界は品質面（技術力）においては優れていますが、世界の海運市況や高齢化による技能継承問題等があり、より良い人材確保、雇用環境の改善、特に若手育成の取り組みに苦心しています。世界経済においては先行きが見通せず、新型コロナウイルス感染症につきましても完全に無くなったわけではなく、足元では感染者が出続けているという経営の不安定要素が散見される中で繰り返しとなりますが、まずは、健全なる企業経営継続が重要であり、従業員の確保、雇用継続が使用者の責務であります。不安定な世情においても、労使がお互いに協力し、困難を乗り越え、将来の発展、存続へつなげていくことが重要であると考えます。そのことを踏まえての最低賃金の改正審議を行っていただきますよう、切にお願い申し上げます。

以上

